

## 《旅行条件書（手配旅行）及び旅行業務取扱料金》

### ■旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面であり、また、手配旅行契約（当社旅行業約款第2条第1項で定義）が成立した場合には、契約書面の一部となります。

当社旅行業約款、BUYMA 利用規約及び BUYMA TRAVEL 特約で定義する用語については、本旅行条件書において用いることとします。

#### 第1条（手配旅行契約）

1. 本旅行条件書の対象となる旅行は、株式会社エニグモ（以下「当社」という）が購入会員のために媒介する、出品会員による運送サービスの提供とします。
2. 本旅行条件書において「旅行契約」とは、当社が購入会員の依頼により、購入会員のために媒介することにより、購入会員が出品会員による運送サービス（その付随サービス含む）の提供を受けられるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
3. 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書及び当社旅行業約款によるものとします。

#### 第2条（申込金と契約の成立）

1. 当社と旅行契約を締結しようとする購入会員は、当社の運営するインターネット上のソーシャルショッピングサービス「BUYMA」（以下「当社運営サービス」という）において、当社所定の方法によりオンライン入力する方法により注文をするものとし、その際の申込金は不要とします。
2. 旅行契約の成立時期は、購入会員が、出品会員の掲載する商品ページ（以下「商品ページ」という）、本旅行条件書及び当社運営サービスにおいて注文内容を提示するページ（以下「注文内容提示ページ」という。）に記載された旅行契約の内容及び旅行条件等に同意のうえ注文を行い、当該注文が当社によって承諾された時点とします。当社は、かかる承諾後直ちに、注文完了した旨を当社運営サービスに表示します。ただし、当社より「注文内容提示ページ」のデータ送信を行っているにもかかわらず、購入会員の受信端末の不具合等購入会員側の事情により注文完了画面を確認できなかったとしても契約成立となりますので、注文確定後に注文完了画面が確認できなかった場合は、当社サービス上の「購入リスト」にて購入会員自身で確認する必要があります。

#### 第3条（申し込み条件）

1. 当社は、以下の事項を商品情報又は注文内容提示ページに表示するものとし、その記

載は、本旅行条件書の一部を構成するものとみなします。

- (1) 運送サービスの内容
  - (2) 購入会員が指定したサービス利用日程等
  - (3) 商品代金その他運送サービスの利用に際して通常要する費用
  - (4) 商品の注文に係る支払代金（商品代金、手数料等）
  - (5) 出品会員が提示する取消料、変更料、その他旅行契約の変更または取消の条件
  - (6) 注文手続きにおける注意事項
  - (7) その他の旅行条件
2. 購入会員は、第1項により表示された事項、本旅行条件書、当社旅行業約款、別途定めるBUYMA利用規約及びBUYMA TRAVEL特約を確認し、これらに同意のうえ、旅行の申し込みを行うものとします。
  3. 当社は、旅行契約成立後、第1項各号の事項を購入リストに表示します。

#### 第4条（取引条件説明書面・契約書面の交付）

当社は、本旅行条件書に記載した事項（商品情報、注文内容提示ページ及び購入リストに記載された第3条第1項各号の事項を含む。次項において同じ。）を、それを記載した書面の交付に代えて、当社運営サービスに掲示し、購入会員はこれを注文時に必ず閲覧するものとする。購入会員は、当社がこの方法により契約内容を通知することに同意するものとします。

#### 第5条（旅行代金の支払い）

1. 旅行代金とは、当社が媒介する運送サービスにかかる運送料その他の出品会員に対して支払う費用（以下「商品代金」といい、通常、サービス料及び消費税を含む）及び当社所定の旅行業務取扱料金（変更手数料金及び取消手数料金を除く）をいう。
2. 本旅行条件書による旅行において、商品代金は、以下のいずれかの方法のうち商品情報のページで選択可能な方法として表示されたものの中から、購入会員が選択した方法により支払うものとします。
  - (1) 購入会員が宿泊時に運送サービス事業者又は出品会員に対し直接支払う方法
  - (2) 第6条に定める通信契約に基づき、クレジットカードで当社に支払う方法
  - (3) その他予商品情報ページに別の定めがあるときは、その方法

#### 第6条（通信契約）

1. 「通信契約」とは、当社（または当社旅行業約款第4条に基づき当社の手配を代行する者。以下本条において同じ）が提携するクレジットカード会社（当社と契約するクレジットカード決済代行業者を通じて提携している場合を含む。）のカード会員との間で、所定の伝票への会員の署名なくして会員のクレジットカードによる旅行代金

等の支払いを受けることを条件に、オンライン入力による旅行の申し込みを受けて締結する旅行契約をいいます。

2. 通信契約は、通常の旅行契約の旅行条件に加え、以下の条件に従うものとします。
  - (1) カード会員は、当社に対し、申し込み時に「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社所定の方法により通知するものとします。
  - (2) カード会員及び当社が通信契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払い戻し債務を履行すべき日（カード利用日）は、以下のとおりとします。
    - [1]カード会員が支払うべき旅行代金については、取引完了日
    - [2]カード会員が支払うべき追加費用については、支払うべき金額を当社が会員に通知した日
    - [3]カード当社が支払うべき払戻金については、払い戻すべき金額を当社が会員に通知した日
  - (3) 当社は、購入会員のクレジットカードで決済できない場合、通信契約の締結に応じないことができます。

#### 第7条（旅行契約の内容変更）

1. 当社は、購入会員が旅行日程、運送サービスの内容その他の旅行契約の内容変更を求める場合、出品会員が承諾可能な場合に限りその求めに応ずるものとします。
2. 購入会員は、前項の変更を求める場合、当社運営サービスの購入リストにある「出品者へのお問い合わせ」から直接出品会員へ変更依頼を行うものとします。ただし、同ページで変更ができない場合は、当社に連絡するものとします。
3. 購入会員は、第1項の旅行内容の変更により発生する変更料・違約料等を、商品情報に記載されたキャンセルポリシー（以下「提示キャンセルポリシー」という）に従い支払うものとします。
4. 第1項の旅行契約の内容の変更によって生ずる商品代金の増加または減少は購入会員に帰属するものとします。

#### 第8条（購入会員による旅行契約の任意解除）

1. 購入会員は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。
2. 購入会員は、前項の解除をする場合、当社運営サービスの購入リストにある「出品者へのお問い合わせ」から出品会員へ注文取消依頼を行うものとします。ただし、同ページで変更ができない場合は、当社に連絡するものとします。
3. 購入会員は、第1項の旅行契約の解除により発生する取消料・違約料等を、商品情報に記載された提示キャンセルポリシーに従い支払うものとします。未利用の場合についても同様とします。

#### 第9条（当社の責に帰すべき事由による旅行契約の解除）

購入会員は、当社の責に帰すべき事由により運送サービスの手配が不可能となった場合、旅行契約を解除することができます。

#### 第10条（当社の責任）

1. 当社の責任の範囲は、特段の定めがある場合を除き、第1条第2項に記載した手配行為に限定します。
2. 当社は、旅行契約の履行にあたり、当社または当社の手配代行者の故意または過失により購入会員が損害を被った場合、その損害を賠償するものとする。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
3. 当社は、購入会員が天災地変、戦乱、暴動、出品会員の運送サービス提供の中止、出品会員の過剰予約受付（オーバースタッキング）による予約取消、官公署の命令その他の当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害を被った場合、その損害を賠償する責任を負わないものとします。
4. 当社は、手荷物について生じた第2項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して通知があった場合に限り購入会員1名につき15万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除く）として賠償するものとします。

#### 第11条（購入会員の責任）

1. 当社は、購入会員の故意、過失、法令、公序良俗に反する行動により当社が損害を受けた場合、購入会員に対して被った全ての損害の賠償を請求することができるものとします。
2. 購入会員は、旅行契約を締結するに際し、当社及び出品会員から提供された情報を活用し、購入会員の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
3. 購入会員は、旅行開始後において、第4条第1項に基づき当社運営サービスに提示された事項または同条第2項に記載された記載書面（以下総称して、この条項で「契約書面」という）の運送サービスを円滑に受領するため、万が一、契約書面と異なる運送サービスが提供されたと認識したときは、速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または当該出品会員に申し出なければならないものとします。

以上

2019年3月1日 現在

東京都知事登録旅行業第 3-7726 号  
東京都港区赤坂 8-1-22 NMF 青山一丁目ビル 6F  
株式会社エニグモ  
一般社団法人 日本旅行業協会正会員  
総合旅行業務取扱管理者 増山 綾香  
(購入会員のご依頼がある場合には、上記の者が説明を行います。)

#### ■旅行業務取扱料金

商品購入時に 1 取引につき商品価格の 5.4% (税込み) を決済システム利用料として申し受けます。

※決済システム利用料：<http://qa.buyma.com/buy/3101.html>

※取引完了 (決済) 後、上記料金はお取引を取消される場合でも払い戻しいたしません。